(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
宮城県大崎市古川大幡字新田一一〇番一から同市古川稲葉四丁目一一一一番一一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月十八日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

交通政策審議会は、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和４年国土交通省最低賃金公示第４号）及び漁業（いか釣り）最低賃金（令和７年国土交通省最低賃金公示第４号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　全国

３　適用する使用者

⑴　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　はしけ

②　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項各号に掲げる船舶

③　海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

④　平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

⑵　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　遠洋区域を航行区域とする船舶

②　近海区域を航行区域とする船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

⑶　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第12号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

⑷　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

令和７年８月18日

交通政策審議会会長　橋本　英二

国家試験

令和７年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）公告

令和７年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）について次のとおり告知する。

令和７年８月18日　参議院法制局

１　試験の名称

参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）

２　採用及び待遇

⑴　採用予定日　原則として、令和８年１月１日

⑵　採用予定人数　若干名

⑶　待遇　本試験により採用される者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）により採用された職員（係員級又は係長級）が受ける給料月額との均衡を考慮した待遇

３　受験資格

⑴　年齢等

［年齢］昭和50年４月２日以降に生まれた者

［学歴］次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者又はこれと同等の資格を有すると法制局長が認める者

②　短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有すると法制局長が認める者

［職歴］令和７年８月末現在で、民間企業・官公庁等において職務経験を１年以上有し、その期間中に秘書業務に従事した経験を有すること。

※　職務経験とは、同一企業等で会社員、公務員、団体職員等として１週間当たりの所定労働時間が20時間以上で１年以上継続して就業していた期間。なお、連続した１月以上の休業期間（産前・産後の休業期間は除く）は、職務経験の期間から除く。

⑵　欠格事由（次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。）

①　日本の国籍を有しない者

②　国会職員法第２条の規定により国会職員となることができない者

４　試験の内容等

⑴　第１次試験

基礎能力試験（多肢選択式）及び一般論文試験

①　実施日　令和７年９月21日（日）

②　基礎能力試験の出題範囲

以下に掲げる分野から出題する。

知識分野（社会科学、人文科学）

知能分野（文章理解）

③　試験地　東京都

④　合格者発表　令和７年９月29日（月）以降、参議院令和７年試験マイページで発表する。

⑵　第２次試験…第１次試験合格者に対して行う。

面接試験（個別面接）

①　実施日　令和７年10月９日（木）～11日（土）の間で指定する日

②　試験地　東京都

③　合格者発表　令和７年10月16日（木）以降、参議院令和７年試験マイページで発表する。

⑶　第３次試験…第２次試験合格者に対して行う。

面接試験（個別面接）

①　実施日　令和７年10月24日（金）、25日（土）のうち指定する日

②　試験地　東京都

⑷　最終合格者発表　令和７年10月30日（木）以降、各人に郵送にて通知する。

５　受験手続

⑴　８月18日（月）から９月16日（火）正午までの間に、参議院法制局ホームページ（https://houseikyoku.sangiin.go.jp/adoption/type/ippan.htm）からインターネット申込専用サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、送信すること。

※　インターネット環境がないことなどによりインターネット申込みができない場合は、９月２日（火）までに参議院法制局総務課まで問い合わせること。